

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき被保険者の資格、給付、保険料に関する法定受託事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者の資格に係る届書等(届書、申請書、申出書又は請求書)の受理、事実審査に関する事務 ②給付に係る届書等の受理、事実審査に関する事務 ③保険料に係る届書等の受理、事実審査に関する事務
③システムの名称	1.国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民環境課
②所属長の役職名	住民環境課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 受付窓口:板倉町役場 住民環境課 戸籍年金係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年金事務における申請や申出に関しては、受付担当と年金担当とのダブルチェックを行った上でさらに年金事務所に書類を簡易書留にて発送している。書面以外のデータは、電子媒体での送付をしており、アクセス時にはパスワードが必要となる。そのパスワードは、定期的に変更される。さらに年金事務所での確認が行われ、不備がある場合は返戻される。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	年金システムへのアクセスが可能な職員は限定されており、年度毎に名簿を提出し、年金事務所にて管理されている。静脈登録もされており、不使用時は常にログアウトされるため、外部からのアクセスは出来ないようになっている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	戸籍税務課	住民環境課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	戸籍税務課長 丸山 英幸	住民環境課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 戸籍年金係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 住民環境課 戸籍年金係	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 戸籍年金係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 住民環境課 戸籍年金係	事後	
令和1年6月21日	II-1 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月23日	IV リスク対策	—	項目追加(8.人手を介在させる作業)	事後	
令和7年10月23日	IV リスク対策	—	項目追加(11.最も優先度が高いと考えられる対策)	事後	
令和7年10月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 受付窓口:板倉町役場 住民環境課 戸籍年金係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682-1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月23日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月23日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	